

1. 大綱の概要

研究開発税制について、次の見直しを行う。

2. 見直しの内容

【控除額】

- 法人税額から試験研究費の一部を控除できる制度
- **法人税額の最大40%→最大45%（スタートアップベンチャーは最大60%）**

【控除上限】

【A'】 上乗せ措置 (時限措置)

- ① **総額型の控除上限の上乗せ措置を2年間延長**
(※) 売上高に対する試験研究費割合が10%を超える場合、控除上限を最大10%上乗せできる仕組み
- ② **高水準型を総額型に統合**（2年間の時限、A②参照）

(総額型の控除上限の上乗せ措置)

・上乗せできる割合 = (試験研究費割合 - 10%) × 2

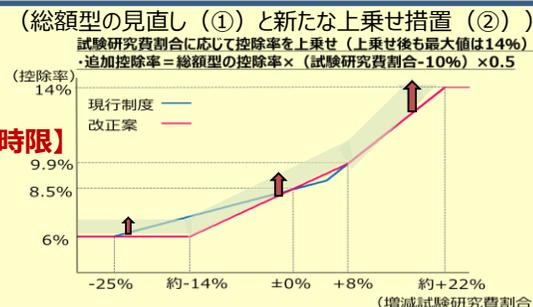
試験研究費割合	11%	12%	13%	14%	15%
上乗せ分	2%	4%	6%	8%	10%

A': 10%
(上乗せ)

本体 (恒久措置)

【A 総額型】控除額 = 試験研究費の総額 × 6 ~ 14%

- ① **控除率**について、試験研究費の**増加インセンティブを強化**
- ② **試験研究費割合が10%を超える企業**について、**控除率を上乗せする仕組みの創設【2年間時限】**
- ③ **スタートアップベンチャー企業** (※) について、**控除上限を40% (現行25%) に引上げ**
(※) 設立後10年以内の法人のうち、当期において翌期繰越欠損金額を有するもの



A: 25%
(40%)

【B オープンイノベーション型】控除額 = 特別試験研究費の額 × 20 ~ 30% (※) 大企業への委託研究の要件

- ① **大企業に対する委託研究 (※) を対象に追加 (控除率20%)**
 - ② **研究開発型ベンチャー企業との共同・委託研究**について、**控除率を25% (現行20%) に引上げ**
 - ③ **控除上限を10% (現行5%) に引上げ**
 - ④ 薬機法改正を前提に、**特定用途医薬品等**に関する試験研究を**対象に追加**
 - ⑤ **大学等との共同研究**について、研究開発の**プロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用**を明確化
- イ. 委託に基づき行う業務が、**受託者において試験研究に該当**すること
ロ. 委任契約等において、成果を委託法人が取得することとしていること
ハ. **委託する試験研究が基礎研究又は応用研究に該当**するか、**受託者の知的財産等を利用**するものであること
ニ. 委任契約等において、試験研究の種類等一定の事項が定められていること

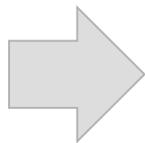
B: 5% → 10%

(参考) オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ

- 研究開発型ベンチャーと共同研究・委託研究を行う場合のOI型の控除率を引き上げ。
- 民間企業等への委託研究についてもOI型の対象として追加。

現行制度

	対象となる相手先	<控除率>
共同試験研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	その他の者 (民間企業、民間研究所、公設試験研究所等)	20%
	技術研究組合	
委託試験研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	中小企業者	20%
	公益法人・地公体の機関 ・地方独法等	
知的財産権の使用料	中小企業者	20%



改正案

	対象となる相手先	<控除率>
共同試験研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	研究開発型ベンチャー	25%
	その他の者 (民間企業等)	
	技術研究組合	20%
委託試験研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	研究開発型ベンチャー*	25%
	中小企業者、公益法人・地公体の機関 ・地方独法等	
	その他の者 (民間企業等) *	20%
知的財産権の使用料	中小企業者	

※基礎・応用研究又は知財利用を目的とした研究開発に限る。単なる外注等を除く。

さらに、大学との共同研究に係る対象費用の適正化を行う (URA人件費) ②